

熱中症講習 出張講習のご案内

労働安全衛生法第59条1項、2項、労働安全衛生規則第35条に基づく教育

猛暑に伴い急増している「熱中症関連」での労働災害は深刻な問題となっています。
こうした事態を受け2025年6月より企業における熱中症対策が罰則付きで義務化されました。
この機会に是非ご受講をご検討いただければ幸いです。

* 罰則は6ヶ月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金が科せられます。

【義務付けられた対策内容】

①「報告体制の整備」、②「実施手順の作成」、③「関係労働者への周知」

講習概要

【熱中症対策管理者対象】

高温多湿場所作業の指導・管理

- 受講料 / 10,000円 (テキスト代、税込)
- 受講対象者 / 満18歳以上
- 3.75時間

開催日 令和8年6月15日(月) 9時受付け、9時15分開講

場所 村上市民ふれあいセンター 村上市岩船3270番地

<カリキュラム>

日程	時刻	講習科目	講習時間
第 一 日	9:00 ~ 9:15	受付・開講	
	9:15 ~ 9:45	熱中症の原因と症状「暑熱環境の測定と評価-WBGT値の活用」	30分
	9:50 ~ 10:50	熱中症の予防方法	1時間
	11:00 ~ 12:00	〃	1時間
	12:00 ~ 13:00	昼休み	
	13:00 ~ 13:30	熱中症の予防方法	30分
	13:30 ~ 13:45	緊急時の救急措置	15分
	13:45 ~ 14:00	熱中症の災害事例	15分
	14:00 ~ 14:15	熱中症の関係法令等	15分
	14:15 ~ 14:25	閉講	
	計		3.75時間



熱中症予防を!



新潟労働局長登録教習機関

新潟教習センター

COT キャタピラー教習所
CATERPILLAR OPERATOR TRAINING LTD.

新潟県新潟市西区山田2307-108

【お問い合わせ先】

TEL:025-232-

FAX:025-232-